

## 平成28年度 足立区公契約等審議会 第2回定例審議 概要

開催日時 及び 場所	平成28年10月20日(木) 10時00分～11時30分 足立区役所11階 入札室	
出席委員	萩原健二 会長 寺倉克佑 委員 田中真奈美 委員	
審議対象年度	平成27年度	
抽出案件数	5件	
審議案件	<p>1 定例審議案件</p> <p>議案第1号 工事契約 亀田小学校増築その他電気設備工事</p> <p>議案第2号 工事契約 堀切2号橋等補修工事</p> <p>議案第3号 工事契約 本庁舎南館自動制御ブラインドシステム更新工事</p> <p>議案第4号 物品契約 社会保障・税番号制度の開始に伴う税システム改修委託(H27税番号利用開始対応)</p> <p>議案第5号 物品契約 東栗原小学校学童保育室賃貸借</p> <p>※審議案件の抽出は委員による。</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 平成28年度の不調・不落について(4月～9月)</p> <p>(2) 平成28年度の低入札価格調査案件について(4月～9月)</p> <p>(3) 平成28年度の入札参加停止および指名停止について(4月～9月)</p> <p>(4) 西新井栄町自転車駐車場整備工事の契約無効に係る損失補償額裁定について</p> <p>(5) 足立区暴力団等反社会的団体排除措置要綱の排除措置解除について</p> <p>(6) 廃棄処理を依頼したカメラ装置のオークションへの流出事故について</p>	
委員からの意見 及び質問 それに対する回答	意見及び質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
審議会による報告 又は意見の具申	<p>定例審議案件5件については、適正な入札手続きが行われたことを確認し、了承した。</p> <p>なお、今後も一層、公正な手続きの確保に努められたい。</p>	

別紙

	意見及び質問	回答
<p>委員からの意見 及び質問 それに対する回答</p>	<p><b>工事契約案件3件 議案第1号 亀田小学校増築その他電気設備工事</b></p> <p>①落札者が予定価格より安く入札できた理由は何か。</p> <p>②落札者を除けば3者とも入札金額がほとんど同じである。4者とも同じ基準で積算しているのに、落札者だけ入札金額を下げたのはどのような理由なのか。予定価格と同額で入札した業者が2者いるが、それぞれの業者が積算した結果とはいえ、予定価格が公表されているからこうした結果になるのか。予定価格と入札金額が同額なのはなぜなのか。</p> <p>③落札者は企業努力により金額を下げたのか。</p> <p>④予定価格自体が妥当かどうかの問題にならないのか。</p>	<p>○落札時に積算内訳書の提出を求めているが、積算内訳書を確認する限り、特段低い項目はなく、企業努力の範囲によるものと判断できる。積算内訳書確認の際は、人件費が削られていないか注意している。</p> <p>○予定価格を公表しているので、こうした結果になったものと思われる。</p> <p>○予定価格は平成17年から事前公表している。業者には設計図書と金額の入っていない、いわゆる金抜の内訳書を提供しているが、その結果、入札金額が予定価格と同額になったものと思われる。</p> <p>○どのように経費を削減したのかについては、資材でいうと日頃付き合いのある業者からまとめて仕入れることで通常の単価よりも安く入れることができ、その分経費を低く抑えられることや、人件費を削るのではなく段取りを良く効率的に仕事を進めることができることで価格を下げる事が考えられる。</p> <p>○建設資材が高騰している中、東京都も市場の物価を見て積算単価を決めているが、何か月間のタイムラグはある。年度当初の案件であれば、通常は2月か3月時点での単価で積算しているが、実際の工事着手時には上がっている場合や、予定価格では採算が合わない場合もあるし、その逆の場合もある。 区議会の質疑でも、予定価格は適正な価格であり、落札率100%で何がいけないのかという議論はある。しかしながら、最少の経費で最大の効果という行政本来の目的からすれ</p>

別紙

<p>委員からの意見 及び質問 それに対する回答</p>	<p>【第1号議案了承】</p> <p><b>議案第2号</b> <b>堀切2号橋等補修工事</b></p> <p>①辞退理由として、人が足りないことが多いように見受けられるが。</p> <p>②応募する時に人手が足りるかどうかわかっているのではないか。</p> <p>③指名をしても、一者も応札しないことはあるのか。</p> <p>④小額の契約変更はよくあるのか。</p> <p>⑤増額変更の許容限度はあるのか。</p> <p>【第2号議案了承】</p> <p><b>議案第3号</b> <b>本庁舎南館自動制御ブラインドシステム更新工事</b></p>	<p>ば、予定価格を公表しているとはいえ、各業者が競争し、少しでも安くなればと考えている。</p> <p>○昨今は、労働者不足といわれており、このことが原因と思われる。</p> <p>○工事を発注する時期にもよるが、手持ちの工事と工期が重複していると管理技術者がいないので無理だという話はよく聞く。</p> <p>○橋の工事は技術的にできる業者に限られる。橋単体工事だと利益が出にくいこともあるようなので、2つの工事をまとめたり、護岸工事と抱き合わせたり、工夫しているが、結果的に応募がないと不調になり、長期間工事ができないことがある。 誇線橋は線路上で工事するため、いろいろな条件が付けられている。単純な橋の工事と異なり、応募する業者も少ない。</p> <p>○以前はある程度の出っ込み引っ込みに関しては業者から申し出はなかったが、現在は少額でも協議の要望があり、契約変更している。</p> <p>○原則として、契約金額に対し3割を超える場合は、契約変更ではなく別契約とするよう、国土交通省が基準を示している。</p>
--------------------------------------	--	--

別紙

<p>委員からの意見 及び質問 それに対する回答</p>	<p>①契約の相手方は区外業者か。</p> <p>②次回以降も更新工事は、この業者と契約するのか。</p> <p>③契約金額は適正であるか。</p> <p>④省エネ効果はどれくらいか。</p> <p>【第3号議案了承】</p> <p><b>物品契約案件2件</b> <b>議案第4号</b> <b>社会保障・税番号制度の開始に伴う</b> <b>税システム改修委託(H27税番号</b> <b>利用開始対応)</b></p> <p>①このシステムの導入当初の契約金額はどれくらいか。部分改修ならば、安くなるのではないか。</p> <p>②工程を見ると複雑な変更である。新しくマイナンバーを登録するため、個人情報リンクしないよう、プログラムをある程度書き換えているというように思われる。</p> <p>③マイナンバー導入に伴うプログラムの追加部分が多かったのであれば、妥当な金額だと思われる。システム</p>	<p>○専門性の高い工事は、区内業者では対応が難しい。</p> <p>○補修については、最初に部品等を納入した関連会社と契約を継続する場合もある。 学校は夏休みに集中的に工事できるが、本庁舎は日常稼働させながら改修するので、現行システムを全て取り替えることは難しい。 複雑なシステムを採用して建設すると、補修の際は随意契約になり易く、もしくはならざるを得ないのが現状である。</p> <p>○主管課が業者と協議を繰り返す中で業者が提案した金額の妥当性を判断し、契約課に随意契約を依頼する。</p> <p>○太陽光等の日射を計測する装置があり、日射が多い時等はブラインドが自動的に閉まるようになっている。 この機構と、空気を外に出し空気層で遮断することによって、効果は非常に上がっていると聞いている。</p> <p>○外部から採用した非常勤職員が、専門家の目を見て、改修経費の妥当性を判断している。</p> <p>○改修であるが新規に開発した箇所も多かったものと思われる。</p> <p>○今後、マイナンバーの適用範囲拡大に伴い、システム改修が必要になると思われる。改修経費は何億も掛か</p>
--------------------------------------	---	--

別紙

	<p>改修経費は毎年掛かるのか。</p> <p>【第4号議案了承】</p> <p><b>議案第5号</b> <b>東栗原小学校学童保育室賃貸借</b></p> <p>①賃貸借契約の予定価格は事後公表だが、事前公表した場合と公表しない場合とどのような違いがあるのか。</p> <p>②予定価格超過による不調の場合は、もう一度入札するのか。</p> <p>③契約種別は賃貸借であるが、契約が満了すると無償譲渡するのか。</p> <p>④工事請負契約ではなく、賃貸借契約にする基準は何か。</p> <p>⑤教室の一部を使用できないので別棟を建てるのか。</p> <p>【第5号議案了承】</p>	<p>るため、各自治体の負担が大きくなっており、当区としても国に補助金を要望している。</p> <p>○予定価格を非公表にすると、予定価格超過で失格する業者がいる。</p> <p>○そのとおりである。千寿小学校のリース契約は3回不調だったが、4回目に落札者が決定した。</p> <p>○区に無償で譲渡され、所有権は移転する。業者にとっても解体費用がなくなるメリットがある。</p> <p>○一つは緊急性で、短期間に完成しなければいけないかどうか、もう一つは使用期間で、長期間か短期間かということである。 壊さずに無償譲渡してもらおうことで、賃貸借期間終了後も継続して使える場合がある。</p> <p>○既存の校舎で使える部屋があれば改修して学童保育室にすることはできるが、使える教室がない場合には校庭にプレハブを作らざるを得ない。</p>
--	--	---

平成28年度 足立区公契約等審議会 第2回公契約制度検討審議 概要

<p>開催日時 及び 場所</p>	<p>平成28年10月20日(木) 11時30分～11時50分 足立区役所11階 入札室</p>	
<p>出席委員</p>	<p>萩原健二 会長 寺倉克佑 委員 田中真奈美 委員</p>	
<p>審議案件</p>	<p>1 公契約制度検討審議案件 議案第6号 入札契約制度の検証について 議案第7号 平成28年度総合評価方式による入札の結果について 議案第8号 入札参加制限の適用範囲拡大について(試行実施)</p>	
<p>委員からの意見 及び質問 それに対する回答</p>	<p>意見及び質問</p>	<p>回答</p>
	<p>別紙のとおり</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>委員会による報告 又は意見の具申</p>	<p>議案第6号「入札契約制度の検証について」は、本日の意見を踏まえ見直すことを要望する。 議案第7号「平成28年度総合評価方式による入札の結果について」は、評価結果を確認し、了承した。なお、今年度はまだ適用件数も少ないので、総合評価方式を本格実施するかどうかについては継続審議とする。 議案第8号「入札参加制限の適用範囲拡大について(試行実施)」は、今年度の試行実施結果を踏まえ、来年度の対応を検討することを要望する。</p>	

別紙

	意見及び質問	回答
<p>委員からの 意見及び質問 それに対する回答</p>	<p><b>議案第6号</b> <b>入札契約制度の検証について</b></p> <p>1 予定価格の公表・非公表について</p> <p>①予定価格の公表・非公表についてはどちらも一長一短がある。予定価格を公表する中でデメリットもでてきた。どのような方法でも満点はない。公表する以前には、どのような課題があったのか。</p> <p>②予定価格を公表しているので、応札金額がほぼ一緒である。</p> <p>③予定価格を非公表とする場合、どのように案件を選ぶのか。事前公表とした10年間に大きな問題が発生したのか。</p> <p>④問題点が入札の競争性の担保だけであれば、談合などが懸念される危険性よりもいいのではないか。</p> <p>⑤予定価格の公表・非公表については、どちらがいいのか決めかねる。10年間の実施結果を分析して判断するのか、もう少し審議して判断するのか、いずれかと思われる。</p>	<p>○平成17年度以降、足立区では契約に関する不祥事を防止するため、予定価格を事前公表するようになった。</p> <p>○平成24年以降予定価格6千万円以上は区内本店業者優先としてから、落札率の高止まりが顕著になっている。</p> <p>○区内本店業者優先とする際には、積極的に区内業者を活用するよう建設業協会に要望したが、これまでの協力会社との関係があるので下請を替えるのが難しいのが実態である。</p> <p>○予定価格の非公表を一律に実施することは難しい。今まで事前公表により談合等を防げていたが、防止できなくなる危険性があるので、これを回避するための仕組みや工夫が必要である。</p> <p>○特に大きな問題は発生していない。しかしながら、予定価格を事前公表したことで、入札の競争性が担保できていたのか分からない。</p>

	<p>2 下請等への区内業者の活用推進について</p> <p>①下請を区内業者に限定すると、特定の業者に偏らないのか。区内には技術力のある業者はどの程度いるのか。</p> <p>②区内業者の活用をどのように進めるのか。</p> <p>③業者にお願いするだけでは変化がないので、何らかの方法を講じられた方がいい。事務手続が煩雑でなければ、区内業者を活用した業者に加点する方式を導入してもいいのではないか。</p> <p>④総合評価方式は非情に良いと思う。点数評価は説得力もあるが評点は2点なのか3点なのか、誰がどのように判断するのが問題である。</p> <p>⑤区内業者の下請活用は望ましいことだが、どのように推進していくか、手段が問題である。</p>	<p>○偏ることはないと思われる。区内業者の施工能力を知らないではないか。元請は区内業者なので、その元請が下請として区内業者を使うようになれば良いと考える。</p> <p>○完成後に不具合が生じた際も、施工した業者に話した方が対応は早い。できるだけ区内業者に発注することは地域経済の活性化につながる面もあるが、施設を維持していく上でも必要なことである。</p> <p>○総合評価方式を活用できないかと考えている。</p> <p>○渋谷区の総合評価方式では、施工能力の評価項目で、区内業者の下請への積極的活用は2点加点している。</p> <p>○足立区でもこのような項目を設ける場合には計算式を見直し、要綱を改正する必要がある。</p> <p>○入札参加資格として、区内業者の活用を義務づけることは難しい。活用した業者にプラスの評価をする総合評価方式を取り入れれば、下請へ区内業者の活用に対する元請業者の姿勢がわかる。</p> <p>○どの程度業者のモチベーション向上につながるか分からないが、プラスの評価をした方が業者もやりがいがあるだろうし、活用のしがいもあると思われる。案件を絞って試行実施したい。</p> <p>○個人ごとに判断基準が違うので、点数が恣意的になる可能性はあり得るし、評価基準を設けないと個人の判断に左右されかねないため、基準表は必要と考える。</p> <p>○元請が下請として区内業者を増やすという目的自体は問題ないが、どのようにすればいいのか、手段については引き続き検討していく。</p>
--	---	--

	<p>3 総合評価方式について          ①地域貢献として区内業者の活用項目を設けるよう提案されているので、まずこのことを試行実施してみないと、総合評価方式の本格実施は難しいと考える。</p> <p>4 入札参加資格における区内業者優先策について          ①区内業者を優先とすることは、特に弊害がないのではないか。</p> <p>②地域経済の活性化に効果があったかどうかについて、分かる資料はあるのか。</p> <p><b>議案第7号</b>          平成28年度総合評価方式による入札の結果について</p> <p><b>議案第8号</b>          入札参加制限の適用範囲拡大について（試行実施）</p>	<p>○平成24年度以降高額案件の入札参加資格を区内業者優先としたことで、落札率がより高止まり傾向となっている。</p> <p>○区内経済の活性化は各区の至上命題である。</p> <p>○前回の審議会で報告をしたアンケート結果での「地域経済の活性化に効果があったかどうか」の回答は「どちらともいえない」が一番多かった。          この点については、今後も引続きアンケートを定期的実施するのか、あるいは違う視点で掘り下げることができるのか研究する。          ⇒本件については、本日の意見を踏まえ見直すことを要望する。</p> <p>⇒評価結果を確認し、了承する。          総合評価方式の本格実施については前回は継続審議としたが、今年度はまだ適用件数も少ないので、総合評価入札方式による入札を検証するため、継続審議とする。</p> <p>⇒今年度の試行実施結果を踏まえ、検討するように要望する。</p>
--	---	---